

第3章 いじめの予防

(Q11) いじめがおきないようにするために、教職員や児童生徒の人権意識を高めるにはどうすればよいですか。

いじめは人権侵害そのものであり、決して許されるものではない。

いじめの未然防止や早期発見・早期解決をはかるためには、日頃から人権が侵害されている状況を検知する能力(感受性)を高めるとともに、問題状況を変えようとする人権意識を高め、それに向かう意欲・態度を培っていくことが大切である。

1 教職員の人権意識を高める

(1) 自分自身の人権意識を見つめ直す

いじめをなくすためには、まず、教職員自身が自らの言動を繰り返し点検し、人権意識を見つめ直すことが必要である。

- ・日々のすべての教育活動の中で、児童生徒のプライバシーや人権を守り、尊重しているか。
- ・弱い立場にある児童生徒や困難を抱える児童生徒を大切にしているか。
- ・児童生徒一人一人の願いや悩み、不安等を受容的態度で共感的に受けとめ、児童生徒との信頼関係、人間関係を不断に築こうとしているか。
- ・いじめは絶対に許されないという姿勢、いじめられる側の児童生徒を全面的に支えるという姿勢を示しているか。
- ・すべての児童生徒を公平に扱うようにしているか。

(2) 校内研修の充実を図る

学校は、教職員の人権意識を高めるとともに、児童生徒がいじめの不当性を正しく理解し、人権を尊重する態度を養うように、指導力の向上を目指した研修を工夫する必要がある。

例えば、次のような研修内容が考えられる。

- ・県教育委員会が発刊している「同和教育指導資料」「人権教育指導資料」「人権教育研修資料」「体罰と子どもの人権」「セクハラと子どもの人権」「子どもの権利に関する条約啓発資料」「いじめ問題対応の手引」等を活用した研修
- ・いじめの事例を通しての事例研究
- ・校内における人権にかかわる授業研究や集団づくりについての研修
- ・人権にかかわる校外研修への参加とそれを受けての校内研修

これらの研修を行う際には、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(「いじめ防止対策推進法」第二十二条)等が中心となり、教職員総意のもと計画的・体系的に研修がなされ、教職員の人権意識を高めていくことが重要である。

(3) 教職員の望ましい関係づくりを進める

いじめだけでなく、児童生徒がセクシャルハラスメント、体罰など人権侵害につながる被害にあったり見たりした時、安心して相談できる校内体制、雰囲気づくりが必要である。そ

のような学校づくりに向かう教職員集団であることが、いじめを予防できるのであり、そのためには不断に教職員間の望ましい人間関係をつくっておくことが、重要な要素である。

このような望ましい関係づくりを進めていくためには、管理職を中心とした、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(「いじめ防止対策推進法」第二十二條)等が研修を企画したり雰囲気づくりに努めたりして、その推進の役割を担っていくことが必要である。

2 児童生徒の人権意識を高める

(1) 教科の学習等を通して人権意識を高める

人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を高めることで、問題状況を変えようとする人権意識または意欲・態度が生じ、いじめをしない、させないという行動ができるようになる(ここでいう人権感覚とは「価値・態度的側面」「技能的側面」からなる)。そこで次のような側面を育てていくことが重要である。

[知識的側面]

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自死などを引き起こす背景ともなる深刻な問題であること、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであること等を、発達段階に応じて正しく理解させる必要がある。また、「権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるか」等の状況の改善につなげることができる具体的な知識をもつことも大切である。

[価値・態度的側面]

自分を大切な存在だと思い、自分に自信をもてるようにしたり、集団や個人の間にある「違い」を意味あるものと認め、よりよい人間関係や社会を築くために役立てていこうとしたりする価値観や態度を育てていくことが大切である。

[技能的側面]

相手の話を傾聴し、自信をもって適切に自己表現できるコミュニケーション技能を育てることにより、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができたり、他の人の立場を理解し、その人の考えや気持ちを理解することができたりするようになる。また、複数の情報源から情報を収集・吟味し差別を見きわめる技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能を育てることも大切である。

(※「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」から)

(2) 人権が尊重され、互いに支え合う集団づくりを進める

学校生活の様々な場と機会を通して、児童生徒相互、児童生徒と教職員との人間的なふれあいを深め、一人一人の個性、人権が尊重されていることを、好ましい人間関係の中で実感し、互いに支え合う集団づくりを進めることが大切である。例えば、次のような各学校の取組例がある。

- ・ 集団宿泊研修や合唱コンクール、児童会・生徒会によるいじめ予防キャンペーン
- ・ 人権啓発劇の上演、人権作文・ポスターの募集・掲示、異校種間交流

※(1)(2)の指導にあたっては、教育課程全体を人権の視点から見直し、計画的に取り組むことが必要である。また、「隠れたカリキュラム」と言われる学校や学級のあり方や場の雰囲気そのものが、一人一人の人権を大切にしないものでなければならない。

(3) 家庭や地域社会と連携して人権の大切さを示す

学校は、家庭、地域社会と連携を図りながら、「いじめは許されない行為である。」という共通認識にたつて、児童生徒の発達段階を踏まえた指導をしていく必要がある。

いじめの問題について考える内容を盛り込んだ『人権だより』を発行したり、参画型のPTA研修会を実施したりするなど、家庭や地域への啓発の工夫をしている学校もある。

(Q12) いじめ防止のために、児童生徒が相談しやすい学校にするにはどうしたらよいですか。

いじめられた児童生徒にとって、いじめられたことは屈辱的であったり、仕返しを恐れたりするために、教師には相談しにくい場合がある。したがって、日頃から児童生徒が教職員に相談しやすい関係をつくっておくことは、いじめの防止や早期発見のために非常に重要なことである。そのためには、まず教職員が互いに好ましい人間関係であること、そしてそれを基盤として、児童生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実していくことが重要である。

1 児童生徒が話しやすい雰囲気づくりのために

(1) 教職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する

- ・管理職のリーダーシップのもと、教職員間の協働体制をつくる。
- ・児童生徒を肯定的に捉えた情報交換を行う。
- ・授業や学級経営などの日頃の教育実践の悩みを気軽に話し合える職員室づくりに努める。

(2) 児童生徒一人一人にきめ細かな関心を向ける

- ・日頃から児童生徒に積極的に声をかける。
- ・児童生徒の心や体、生活の様子やそれらの変化をしっかりと把握する。

(3) 児童生徒の気持ちや思いをしっかりと受けとめる

- ・教師が予断をもった解釈や判断をせず、児童生徒の話をしっかりと聞く。
- ・児童生徒の表面的な言動にとらわれず、言動の裏にある思いをわかろうとする。
- ・児童生徒の生活ノートなどで、「教師自身の願い」や「児童生徒への思い」を率直に伝える。

(4) 児童生徒一人一人とのつながりを深める

- ・休憩中など児童生徒の輪の中に積極的に加わって活動を共にする。
- ・児童生徒の誤った行動等を適時適切に指導する。
- ・教師自身の考えや思いを、一方的に押しつけることなく、まず、児童生徒の意見を聞くこうとする態度をもって接するようにする。

2 校内の教育相談体制の充実のために

(1) 児童生徒の悩みや不安を積極的に受けとめる

- ・定期的に教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ・児童生徒の相談にいつでも応じられるような相談体制をつくる。具体的には、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(「いじめ防止対策推進法」第二十二條)等の中にも相談窓口を位置づける。
- ・教育相談に関する校内研修を意図的・計画的に実施する。

(2) 児童生徒や保護者に十分に周知する

- ・「学校いじめ防止基本方針」を周知する(HPへのアップ等)。
- ・学級での指導や学級通信などで教育相談の意義や方法等について知らせる。
- ・様々な相談の場や機会(例えば、「いじめ相談テレフォン」など)があることを児童生徒や保護者に知らせる。

(3) 児童生徒の悩みや不安が解消されるまで継続する

- ・受けた相談に対して、その解決に向けた教師の努力や姿勢をきちんと伝える。
- ・児童生徒の思いを尊重し、プライバシーに十分配慮した対応をする。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーや相談員等の活用を図るとともに、関係機関等いつでも連携できる体制を整えておく。

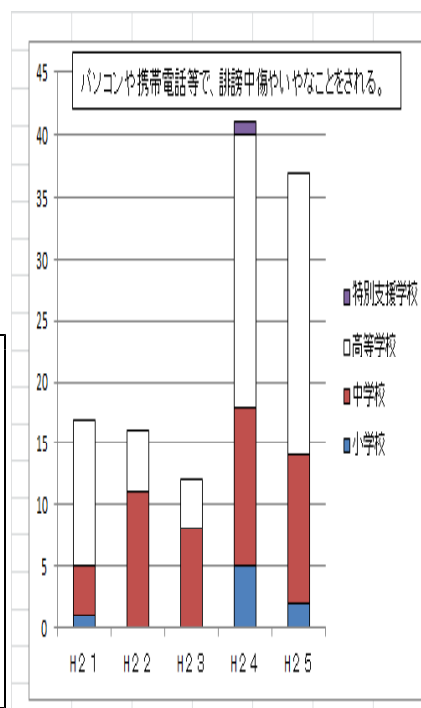
(Q13) ネット・携帯電話による誹謗中傷等のいじめの予防はどうしたらよいですか。

子どもたちのインターネット・携帯電話の利用増加に伴い、ネット上の掲示板や無料通話・メールアプリ等のSNSを利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じている。

右のグラフより、中学校と高等学校での「ネット上のいじめ」件数が多いという実態が明らかだが、「ネット上のいじめ」に対する指導は、小学校段階から必要である。新学習指導要領の総則にも「情報モラル教育」が明示されており、計画的・系統的に進めていく必要がある。

1 「ネット上のいじめ」の類型

- 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込み
- 掲示板・ブログ・プロフへの個人情報を無断で掲載
- 特定の子どもになりすましてネット上で活動を行う
- メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う
- 無料通話・メールアプリ等のSNSを使った誹謗・中傷、仲間はずし・無視等を行う。



2 「ネット上のいじめ」等に対する予防と対応

(1) 情報モラル教育の充実

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要がある。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて、学校全体で計画的に情報モラルを取り扱っていく必要がある。

(2) 教職員の指導力の向上

情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト等を活用することが有効である。学校全体で取り組むことが必要であり実態把握等を行い、指導力向上を図ることが重要である。その際、外部の専門家を講師として招き、教職員の研修を行うことなども考えられる。

(3) 保護者への啓発と家庭・地域との連携

ネット・携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、家庭における利用に関してのルールづくりを行っていく必要がある。また、予防する点で、フィルタリングの設定が有効な場合もあることを理解し、設定を行うことも重要である。

学校においても、保護者会などの機会を捉えて「ネット上のいじめ」の実態や家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要がある。

(4) 対応マニュアルの活用のあり方

学校における指導方針を明確化するとともに、「ネット上のいじめ」が生じた場合の対応方法について、危機管理マニュアルを作成するなどして共通理解を図っておくことが重要である。また、「ネット上のいじめ」は、掲示板への書き込みやチェーンメールによるもの以外にも、SNSへの誹謗中傷メールの投稿などの新たな手口が発生することも考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要である

事例1(誹謗中傷の書き込み)

ネット(携帯電話)の掲示板に、クラスメイトや部活動の先輩・後輩を中傷する書き込みがあった。

例「〇〇さんの顔がキモイ」「〇〇さんを無視しよう」などの実名入りの書き込みをした。

生徒指導上の対応

🚨 早期発見・早期対応が大切！

事実確認

被害児童生徒のケア

- ・生徒から事情を聞く
- ・心のケア

加害児童生徒の指導(特定できた場合)

- ・生徒から事情を聞く
- ・被害児童生徒への謝罪

※通常のいじめへの対応と同じ

※保護者を交えての指導が必要

★通常のいじめの場合はこちら
(いじめ問題対応の手引きH.16島根県教委)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoku/index.data/ijime-tebiki.pdf#page=27>

全体への指導

・学級活動、学年集会、全校集会 ・文書配布 等

誹謗中傷は犯罪！一度書きこんだら消せない！

記録が残るので誰がしたか調べたら分かる！

ポイント

- 通常のいじめの場合と対応は同じであるが、ネット上のいじめの特性を理解して対応する必要がある。
 - ・誹謗中傷等の書き込みに対しては、「削除依頼」の手続きが必要。
 - ・ネット上のいじめ自体は、表面上見えにくい。
 - ・加害者が特定できないことがある。
 - ・加害者自身が相手を傷つけてやろうという意識はないのにトラブルに発展してしまうことがある。

トラブル自体への対応 (削除手続き)

★具体的な手順は次ページ
(「掲示板の削除方法」へ)

記録を残す

- ・保存、印刷(写真でも可)
- ・アドレスの記録

削除依頼

- ・管理者への削除依頼
 - ・プロバイダーへの削除依頼
- 削除されない場合

島根県警
サイバー犯罪対策係へ相談する

警察相談電話
(0852-31-9110または#9110)

参照：「ケータイトラブル対応マニュアル」<http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoku/keitaimanual.html>

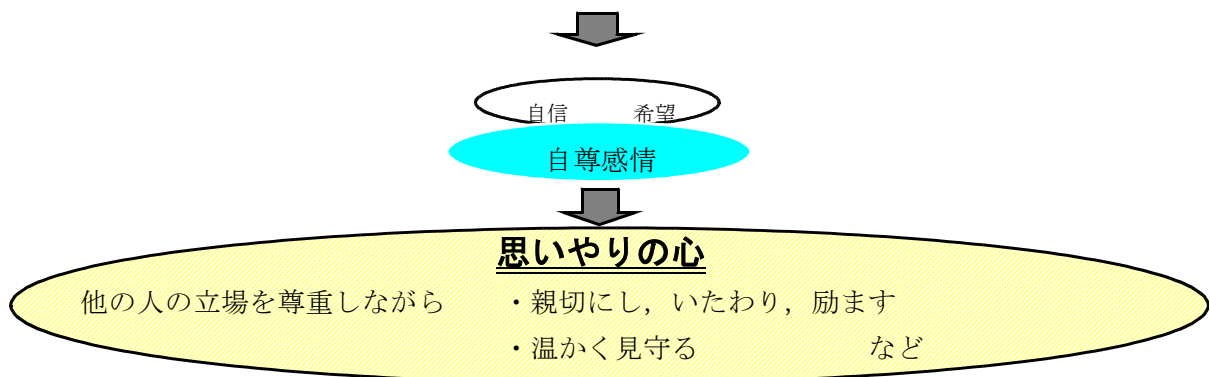
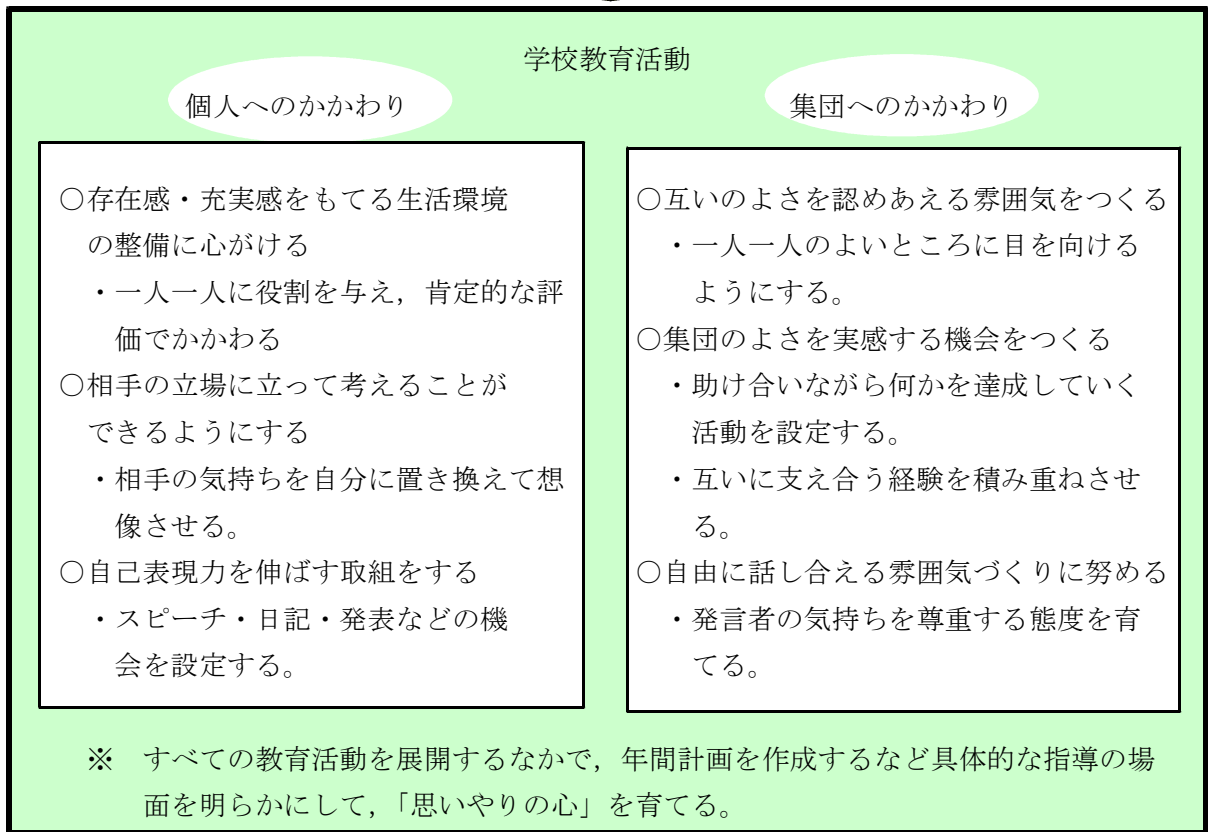
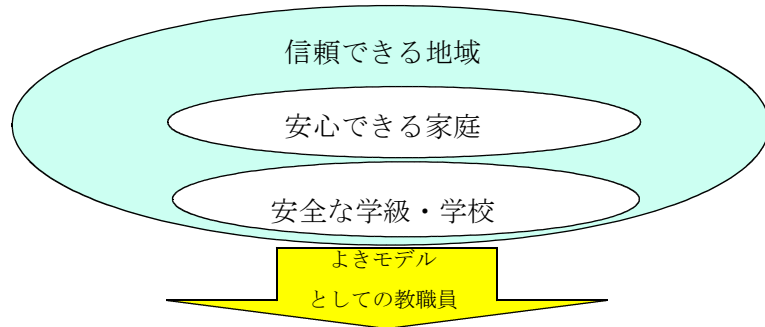
(Q14) 児童生徒に思いやりの心を育てるには、どうすればよいですか。

「思いやり」とは、相手の立場を押し量り、自分の思いを相手に向けることである。そしてそれは、具体的には温かく見守り、接することや相手の立場に立った励ましや援助などを含む親切な行為などとしてあらわれることが期待される。(小学校学習指導要領解説 道徳編 2-(2))
また、言い換えれば、人を大切にすることでもあり。

人を大切にするためには、まず自分自身を大切にできなくてはならない。自分を大切にできる、いわゆる自尊心がもてるには、地域の人や家族、教職員や友達などといった人的環境が大きく関与しているといえる。認められ、ほめられ、達成感や成就感を多く経験した人ほど、自尊心が育まれるものである。

いじめを予防するために、思いやりの心を育てる取組は、学校のあらゆる教育活動を通して、また地域や家庭とも連携して取り組まなくてはならない。

ここでは、学校での取組について以下のようにまとめた。



(Q15) 普通の学級経営や授業の中で配慮すべきことは何ですか。

学校生活の中で児童生徒が最も長く時間を過ごす学級においては、一人一人が生き生きとその場で活動することができるよう、教職員の配慮が必要であり、教職員の姿勢がそのまま児童生徒

の姿に反映されやすい。学級の中でのいじめを予防するためには、いかに一人一人の児童生徒を大切にしているか、常に自らを点検する教師の姿勢が大切である。以下、学級経営や授業で配慮すべき例を示す。

一人一人を大切にした学級経営・学習指導

【学級経営の場面で】

- ☆ 一人一人の言動の背景に気を配り、児童生徒理解に努める。
- ☆ 特定の子どもにばかり注意をしたり声かけをしたりせず、誰にも話しかける。
- ☆ 疑問や意見を誰もが自由に言える雰囲気や「いやだ」「自信がない」などの否定的な気持ちも言い合える安心感を大切にする。
- ☆ 協力しあったり、役割を分担したりして活動する場面をつくる。
- ☆ 子ども同士が励ましたり、認め合ったりする機会をつくる。
- ☆ 学級生活で困ったことがあればみんなで話し合い、解決するようにする。
- ☆ 整理整頓された環境で活動できるようにする。

【学習指導の場面で】

- ☆ 明るく、メリハリのある授業を心がける。
- ☆ 児童生徒にとって、分かりやすい授業になるよう工夫をする。
- ☆ 自分の考えを伝え合うなど子ども同士のつながりをつくるような活動を取り入れる。
- ☆ 子どもが自ら課題を見つけ、追求する学習を工夫する。
- ☆ 体験的な活動を取り入れ、感じ取ったことを伝え合うなど、学習活動の工夫をする。
- ☆ 子どもを理解し、個性や特性を生かした学習活動の工夫をする。
- ☆ 教材・教具・機器などを効果的に活用するなど感性に訴える工夫をする。
- ☆ 複数の教師のかかわりによって多面的、多角的に学習状況を把握する。
- ☆ 場面をとらえて適切に評価し、指導に生かす。
- ☆ 児童生徒の評価に学ぶ姿勢を教職員がもつ。

児童生徒理解を丁寧に進める

いじめを許さない学級集団をつくるには、児童生徒一人一人が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童生徒理解を進めることが大切である。

そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。また、偏った見方や、思いこみによる理解に陥らないようにするために、アンケート調査の活用や計画的な個人面接の実施なども有効である。

(Q16) アンケートQUを活用したいじめの予防はどうしたらよいですか。

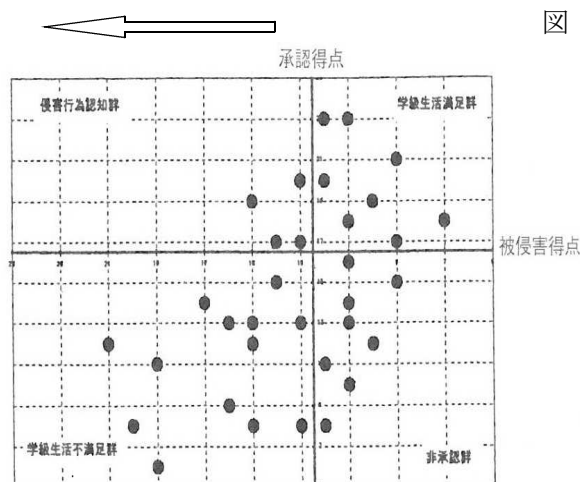
児童生徒理解の方法には、観察法、面接法、質問紙法の3つの方法がある。アンケートQUはその中の質問紙法の一つである。児童生徒理解の基盤は、一人一人の姿を見取る教職員の観察力と日頃の声かけや面接である。しかし、主観的な見取りだけでなく質問紙による客観的なデータ

との併用で偏りのない児童生徒理解ができる。

アンケートQUの結果からは、個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係がわかる。そして、いじめ被害を受けている可能性の高い児童生徒を見出すことや学級集団の状態を推測することができる。個人と学級集団の様子を早期につかむことで、いじめの予防につなげていくことができる。

(1) 児童生徒個人のプロット図の位置から

侵害行為認知群・学級生活不満足群・要支援群（右図のプロット左側）に位置する児童生徒はいじめ被害を受けている可能性の高い児童生徒といえる。この群に位置する児童生徒は、学級集団の中に人を傷つける雰囲気があると感じている。日常の教職員による観察や面接でも、該当児童生徒がそのような傾向があると感じている場合は、面接等を実施し、該当児童生徒の思いを受け止めて事実を明らかにし、対応につなげていくことができる。また、日常の観察や面接での児童生徒理解とズレがある場合は、それまで以上に該当児童生徒の言動に気を配ったり、早期に面接等を実施し、じっくりと話を聞いたりして被侵害感の原因をつかむことが必要である。



(2) 学級生活意欲尺度から

意欲尺度内の「友人との関係」「学級との関係」の意欲が低い場合、いじめの被害を受けている可能性が高い。プロット図の位置と照らし合わせることで、より具体的な姿をつかむことができる。意欲が極端に低く、プロット図の位置が、侵害行為認知群、学級生活不満足群にいる場合は、面接等を早期に実施し、実態把握をしたうえで対応につなげていく必要がある。

(3) 質問項目の回答から

個々の児童生徒が質問項目にどのように回答しているのかをみていくことで、いじめ被害の可能性をとらえることができる。特に次の質問項目は要チェックである。

小学校：「あなたはクラスの人にぼう力をふるわれるなどして、つらい思いをすることがありますか」（4～6年用）

「あなたはクラスの人にばかにされるなどして、クラスにいたくないと思うことがありますか」

「あなたはクラスの人たちから、ムシされているようなことがありますか」

中学校：「クラスの人から無視されるようなことがある」

「クラスメートから耐えられない悪ふざけをされることがある」

「学校に行きたくないことがある」

高校：「クラスの人から無視されるようなことがある」

「クラスメの人から耐えられない悪ふざけをされることがある」

「クラブなどの仲間から無視されることがある」

「クラスやクラブでからかわれたりばかにされる」

「授業中に冷やかされることがある」

この質問項目から、該当児童生徒の具体的な状況をつかむことができ、対応につなげていくことができる。

(4) 学級全体のプロット分布から

学級集団の状態は個々の児童生徒の学級満足度にも影響を与える。被侵害行為認知群が多い集団や不満足群が多い集団はいじめが起こりやすい状況、または、いじめの実態がある状況であるととらえられる。このような状態になっていれば、早期にケース会議等を実施し、集団と個人の状態についての情報交換を実施し、対応を検討する必要がある。

何よりも、集団全体を平素から親和的な雰囲気があるものにしていくように、教職員の集団や個への働きかけ（リーダーシップスタイル）や、児童生徒相互の人間関係づくり、授業展開等に気を配り、集団の状態に適合した働きかけが必要になる。

(Q17) 発達障がいのある児童生徒への支援における教師の姿勢として大切なことは何ですか。

発達障がいのある児童生徒は、集団の中でつまずきや困難を示すことが多いが、そのつまずきや困難さは時として「わがまま」や「努力不足」と捉えられてしまうことがあり、周囲の大人や友達から適切な対応をされていないことがある。また、発達障がいの特性のため、いじめられていることに気づかない、あるいはいじめているつもりはなくても結果的に相手に精神的な苦痛を与えてしまっていることがある。

その様な状況の中、教師は次に示すような基本的な認識をもって、学級づくりを中心とした豊かな人間関係づくりを進めていくことが重要である。

《いじめを未然に防ぐために》

1 基本的な認識

- (1) 発達障がいがあっても、人としての尊厳を傷つけることなく、同じ仲間であるという指導姿勢をもつこと。
- (2) 発達障がいのある児童生徒は、決して特別な存在ではなく、障がいのない児童生徒と同じように自立して生活し、社会に参加する権利があり、そのために特別な支援を受けることができること。

2 対応の実践における教師の姿勢

- (1) 発達障がいのある児童生徒に対して

～ 発達障がいを正しく理解しようとする姿勢と努力が必要 ～

- ① 普段から「仲間を受け入れられ、必要とされているという安心感のある人間関係づくり」を行う。

そのためには、言語環境を整えたり、子ども同士がつながるきっかけをつくったりして人への関心を育てること、さらに、互いに尊重し、対等にふるまう人間関係を育てることなどに取り組む。

- ② いじめの加害者になってしまった場合、「どうしてこういうことになったのか、一緒に考えてみよう。」など、不適切な行動をとることになった原因を、言葉を補いながら児童生徒とともに整理する。

また、「腹が立った気持ちは分かります。でも、君のしたことは絶対に許されないことです。」など、気持ちは理解できるが、行動は間違っていることをはっきりと示す。

(2) 他の児童生徒に対して

- ① 生まれつき、あるいは成長の過程で誰にでも不得意や不向きがあり、多くの人にとって都合がよいこと、やりやすいことが、障がいのある児童生徒にとっては「生きにくさ」となっていることを理解させる。

- ② 周囲の心ない一言にひどく傷ついてしまう、常識や暗黙の了解事項が分かりにくいなど、発達障がいのある児童生徒の「生きにくさ」がどんなふうになれば改善されるか、「望ましい関わり方」を教えるのではなく、児童生徒の実感や本音を出し合いながら、自分たちで考えさせるようにしていく。

(3) 他の児童生徒の保護者に対して

- ① 発達障がいの特性の知識・理解の伝達だけにとどまらず、誰にでも不得意や不向き、生きにくさがあることを伝える。
- ② 「障がいがあるから」ということにとらわれず、同じ一人の人間としてどう関わっていくかを、子どもとともに考えていく姿勢を示す。

3 留意点

- (1) 発達障がいの種別や特性に応じた理解をすることは大切だが、そうした姿勢のみを土台におくことは、往々にして「発達障がいだから、仕方がない。」という「偏見」や「差別の温床」につながってしまうことがある。上記の教師の姿勢を基本としてほしい。
- (2) 「大したことではない。」と指導しないでおくと、児童生徒は不適切な行動をとっても許されるという誤学習をしてしまい、同じ行動を繰り返すようになる。常識的なルールを教えていくことが必要である。

※ 平成23年3月島根県教育委員会発行「特別支援教育ハンドブック」P119～121も参考にするとよい。

(Q18) いじめ防止には、日頃からの家庭との関係づくりが大切だと言われますが、どのようにすればよいですか。

普段から保護者との信頼関係をつくっておくことは、次のような理由から大変重要なことである。

- 保護者が学校の教育方針を理解して、家庭と学校とで協調して子どもを育てていく

ことができる。

- 子どもの様子に変化が見られた場合、ささいなことでも相互に連絡を取り合いながら素早い対応ができる。

いじめが起こったとき、保護者が「担任の先生には話しにくくて・・・。」と思うようであれば、いじめへの早期対応の機会を逃すことになる。学校の中で、保護者が一番身近に感じている先生はやはり担任であり、担任に期待する思いも大きい。子どもの出すわずかなサインを見落とさないためにも、普段から保護者と良好な関係をつくっておきたいものである。また、「学校いじめ防止基本方針」を保護者にも周知し、いじめ防止に対する学校の姿勢を保護者に示していくことが必要である。

そのために配慮したいことを以下にあげる。

1 日頃から保護者との人間関係づくりを大切にする

保護者の教職員への親和感や信頼感は、教職員の保護者への対応が大きく影響してくる。保護者からの相談や問い合わせに、「忙しいので、手が回らなくて・・・。」などと言いつつ先に言うことがないようにしたい。また、教える立場に慣れてしまい、一人の人間としての接し方を忘れないようにしたい。

保護者に気軽に話しかけてもらえる人間関係づくりに努めていくこと、困ったときに相談にのれる存在となることが大切である。

2 保護者の思いに誠実に応える

保護者は学校に対して様々な意見や願い、疑問点などをもっている。「学校行事の期日を教えてほしい。」「個人面談の予定を変更してほしい。」「子どもの様子が気になるので相談のってほしい。」など、その内容は多岐にわたるであろう。そして、それを直接学校に伝えることは勇気のいることである。ましてや、学校に行き行って担任にわが子のことを相談するには、ずいぶんと足が重いはずである。そうしたことを、どれだけ感じとれるかどうかという感性が大切であり、面談後、保護者が「軽く扱われた。」などと感じることがないようにしなければならない。

教職員には、その一つ一つの思いに誠実に応えていくことが求められる。誠実な対応を積み重ねていくことによって大きな信頼ができあがっていくのである。

3 学校の様子を積極的に伝えていく

学校の様子を保護者に積極的に伝えていくことは学校の大きな責任である。そのとき、子どもの姿を教職員がどういう目で見ているかということが大きな意味をもってくる。子どもの「よさ」を普段から見つけようと努めていけば、保護者に子どもの様子を伝えるとき、その「よさ」を交えて話ができるであろう。たとえ子どものことで困ったことを話すときでも、その子のもっている「よさ」を伝えながら、今後のことについて一緒に考えていく姿勢を貫くことが、お互いの協力態勢をつくっていくのである。

～このような対応はありませんか？～



事例【パート1】

面談中の母親から、「最近、学校の帰りが遅い。夜中によく電話がかかってくる。言葉づかいも悪く、反抗的。先生からも注意をしてほしい。」と訴えられ、「お母さんのご心配はよく分かりますが、クラスでは変わったようすはありません。家庭の問題ですので、子どもさんとじっくり話してみてください。」

解説【パート1】

担任にとっては、さほど心配に思っていない生徒であっても、我が子のことが気がかりな母親としては、大切にされていないのでは、という不信感を抱かせる対応である。母親のその時の思いをしっかりと受けとめ、一緒に考えていく姿勢こそが、信頼とよりよい関係づくりにつながる。

事例【パート2】

放課後、母親から学校に電話があり、「子どもの様子がおかしい。一人で悩んでいるみたいで心配している。今から学校に行って相談したい。」と言われ、「私も心配しているのですが、コンクールが間近に迫っていて、子どもたちも待っていますので、相談は後日ということにしてください。」



解説【パート2】

たくさんの仕事を抱え、優先順位をつけて活動することも多い。しかし、まずは電話で状況を尋ねるなど、母親の言葉とその思いは、是非とも受けとめたい。相談を日延べにしたために、話が聞けなかった、関係が崩れたなど、取り返しのつかない結果を招いた話はよく耳にするところである。その時々を柔軟に対応できる資質を身に付けたい。どうしても都合がつかないときは、学年主任や養護教諭などによる対応を検討する等の組織的な対応や、面談の日時を決めるなど相手の思いを大切にされた対応が必要である。



事例【パート3】

母親から、「子どもがあざをつくって帰ってきたんですが、何かあったのでしょうか？」と、電話があり、「B君と喧嘩をしたんですが、仲直りさせました。大丈夫です。心配することはありません。」

解説【パート3】

あざをつくって帰ってきた我が子を見た母親は、学校で何があったのかと不安な気持ちでいる。学校で子どもたちが喧嘩をしたり、あざをつくるようなできごとがあったら、子どもが帰宅後、早い時間に、学校から家庭に様子を知らせることが大切である。また、学校から「仲直りさせた。」「心配することはありません。」と言われても、状況がわからねば不安は軽減しない。けんかの状況を説明し、理解を得ることが必要である。相手の気持ちをしっかりと受け止めて、一緒に考えていく姿勢こそが大切であり、細かなことでも連絡しあえる関係づくりが重要である。

(Q19) 児童会・生徒会活動において取り組みたいことは何ですか。

児童生徒が明るく生き生きとした学校生活が送れるようにするためには、児童会・生徒会活動を充実していくことが重要である。

いじめを未然に防止するために、児童生徒の自発的、自治的な活動を通して、自分たちの人権意識を高め、「いじめを許さない」集団の育成を目指した取組を進めることが大切である。

1 児童会・生徒会活動の活性化

いじめ問題に限らず、学校生活上の諸問題の解決に向けて児童生徒の主体的な取組が求められる。したがって、学校の一貫した指導体制のもとで、教職員が次のような観点をもって指導し、児童会、生徒会が児童生徒の主体的な活動として運営されるよう活性化していくことが大切である。

(1) 児童会、生徒会の組織を活用し、全校児童生徒のもつ問題や意見を反映した、自発的、自治的な活動ができるようにする。

(例) 「〇〇ポスト」の設置、広報紙の発刊、集会活動など

(2) 児童生徒がそれぞれの役割を分担し、活動の計画を立てて自主的に実践する場や機会を豊富に設ける。

(例) あいさつ運動、美化運動、球技大会、アルミ缶リサイクル運動など

(3) 地域におけるボランティア活動や地域行事への参加など、家庭や地域との連携協力を十分に図りながら、児童生徒の自発的な活動を促進する。

(例) 地域の福祉施設等でのボランティア活動の実施、地域の清掃活動や交通安全運動への参加など

2 児童会・生徒会活動を通じた取組（例）

ある中学校で、生徒会活動を通して「いじめをなくす運動」に取り組んだ実践例を以下に紹介する。

(1) いじめに関するアンケートの実施

いじめの実態について、生徒会執行部が全校生徒にアンケートを実施した。その結果、約6割の生徒が「いじめられたことがある。」と回答し、同じく約6割の生徒が「いじめたことがある。」と回答した。

(2) 生徒会集会の実施

集会において、アンケート結果やいじめについて真剣に考えていくことの大切さを生徒会執行部が全校生徒に伝えた。そして、各学級ごとにいじめ問題について話し合い、各学級での活動や意見を紹介する「いじめをなくす集会」を行うことを提案した。

(3) 各学級での取組

生徒会執行部からの提案を受けて、各学級でいじめについて考え、話し合う学級活動を行った。以下にある学級の取組を紹介する。

生徒の活動	留意点
<p>○全校放送による生徒会長からの趣旨説明を聞く。</p> <p>○司会者は、いじめ問題に対する生徒会の取組と各学級での活動の意義を確認する。</p> <p>○司会者は、本時の活動内容を説明する。</p> <p>○数人の教員によるいじめ場面を取り上げた役割演技を見る (役割演技1) ある生徒の悪口を言っているときにその生徒がやってきた場面 (役割演技2) 1人の生徒が数名の友人から用事を言いつけられる場面 (役割演技3) 机にいたずら書きをされた生徒が教室に入っていた場面</p> <p>○各班ごとに、役割演技を見ながらどのような気持ちになったか、どんなことを感じたかを話し合う。</p> <p>○班の話し合いで出た意見をカードに記入し、黒板に貼る。</p> <p>○それぞれの立場からの意見をもとに、いじめについて話し合う。</p> <p>○本時の学習の感想を発表する。</p>	<p>・ねらいは全校同じであるが、活動内容は、あらかじめ各学級で工夫しておく。</p> <p>・司会者は、学級委員が行う。</p> <p>・あらかじめ生徒一人一人の立場を決め、その立場で役割演技を見ることを約束する。 (いじめる立場、いじめられる立場、観衆、傍観者)</p> <p>・机間指導をしながら、話し合いの様子を把握する。</p> <p>・発言内容を類型化し、生徒がそれぞれの気持ちを把握しやすいようにする。</p> <p>・意見が出にくい時には班で話し合ったり、教師が補足説明や問題提起を行ったりする。</p>

(4) いじめをなくす集会

各学級で行った取組を発表し合い、各学級から提案された内容の中から、「①全校生徒から人権標語の募集を行う。②放課後を利用し、校舎内の落書き撲滅作戦を行う。」という2つの活動をすることを全校生徒で決定し、実践した。

○「いじめをなくす集会」後の生徒の感想

いじめられている人がこんなに苦しんでいるとは知らなかった。今までいじめている人といじめられている人の問題と思っていたが、ある学級の発表の中で、いじめられている人は、「誰も助けてくれない」という気持ちになっていると聞いて驚いた。

いじめがなくなる原因は、自分には関係ないと思っている人にも大きな原因がある。「いじめをしない」ではなく、「いじめは許されない」という気持ちを全員がもつことが大切だと思った。

美術室や音楽室の机に人の悪口を書いてあるのを見たことがあった。今までは特に気にすることもなかったが、自分も「馬鹿」、「ムカツク」という言葉を軽く考えていたように思う。

(Q20) いじめを未然に防止するうえで、地域との協力はどのようにすればよいですか。

いじめを予防するためには、地域の特色を生かしながら、意図的・計画的に地域にある組織や団体との協力関係を築きあげていくことが大切である。その方策として次のようなことが考えられる。

○ 校外生活についての情報交換

教職員が、諸会合や懇談会等で、校外生活についての情報交換を行ったり、日常的に地域の人と接する機会をつくったりして、地域における子どもたちの人間関係を捉え、地域と協力していじめを防止する。

○ 地域の行事への積極的参加

子どもたちが、子ども会をはじめ様々な地域の行事へ積極的に参加することを促し、その中で、豊かな人間性を育む。また、教職員自身も参加し、地域のよさを発見し教育活動に積極的に生かすようにする。

○ 積極的な評価

子どもの地域での活動の様子（スポーツ少年団や地域行事等での活躍の様子など）を、子どもとの会話や日記の中から見出し積極的に評価していく。できれば、地域での子どもたちの活動の様子を観察したい。

○ 地域人材の活用

地域の中に子どもたちの生き方のモデルとなる人材を、ゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や子どもたちとの親密な関係を創り出し、地域へ広めていく。

○ 地域社会に向けての啓発活動

児童生徒のいじめの問題は、大人社会の縮図であるとも言われる。大人の社会からいじめや人権侵害をなくす努力をし、その姿勢を子どもに示し、子どもたちのモデルとなることが地域社会の使命である。学校においては、第1章で示したようないじめ問題に関する基本的な認識を、機会を捉えて積極的に地域に啓発していくことが必要である。

地域と協力した活動の内容として、次のようなことが考えられる。

～地域と一体になったあいさつ活動～
生徒会の提案により、生徒・教職員、地域住民が一体となってあいさつ運動に取り組み、地域あげて人間関係づくりを促進する。

～PTA地区会での諸活動～
PTAとのタイアップにより、地区会等で学校におけるいじめの実態について共通認識するばかりでなく、親子が共同歩調でいじめ撲滅に向けて取り組む土壌づくりを行う。

～スポーツ少年団活動～
地域のスポーツ関係団体や指導者等の協力を呼びかけ、スポーツ活動等を通して、仲間との連帯感や協調性、フェアプレーの精神などを身につけさせるための働きかけを行う。

～大人との対話集会～
青少年健全育成に関わる団体と連携をとり、子どもたちと地域の大人との対話集会などを開催し、教職員も同席する中で、地域住民との連帯意識の向上をめざすとともに、いじめの問題への正しい認識を深める。